



平成 26 年 10 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社東陽テクニカ  
代 表 者 名 代表取締役社長 五味 勝  
(コード番号 8151、 東証一部)  
問 合 せ 先 常務取締役経営企画室長 十時 崇蔵  
(TEL: 03-3279-0771)

#### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 10 月 27 日開催の取締役会において、平成 26 年 12 月 19 日開催予定の第 62 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

経営環境の変化に迅速に対応する体制構築のため、現行定款第 20 条について所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い、関連条項に所要の変更を行うと共に、その他規定の明確化を図るものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙変更案のとおりであります。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 12 月 19 日

定款変更の効力発生日 平成 26 年 12 月 19 日

以上

別紙変更案

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第 12 条 株主総会の議長は社長<u>これに当り</u>社長事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役の 1 名<u>これに当る</u>。</p>	<p>第 12 条 株主総会の議長は社長が<u>これに当る</u>。社長に欠員または事故があるときは取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が<u>これに当る</u>。</p>
<p>第 15 条 株主総会においては予め株主へ通知した事項のほか他議に涉ることを得<u>ない</u>。</p>	<p>第 15 条 株主総会においては予め株主へ通知した事項<u>以外の事項について決議することができない</u>。</p>
<p>第 20 条 3. 取締役会はその決議により取締役中より<u>会長、社長、副社長各 1 名</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することおよび相談役若干名を置くことができる。</p>	<p>第 20 条 3. 取締役会はその決議により取締役中より社長 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することおよび相談役若干名を置くことができる。</p>
<p>第 21 条 <u>会長</u>は取締役会の議長となる。</p> <p>3. <u>副社長</u>、専務取締役、常務取締役および他の取締役は、社長を補佐して日常業務を執行する。</p> <p>4. <u>会長</u>に欠員または事故あるときは、<u>社長がその職務を代行し、社長事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役これに当る</u>。</p>	<p>第 21 条 <u>社長</u>は取締役会の議長となる。</p> <p>3. 専務取締役、常務取締役および他の取締役は、社長を補佐して日常業務を執行する。</p> <p>4. <u>社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が<u>その職務を代行する</u>。</p>
<p>第 22 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>会長</u>これを招集し、<u>その議長となる</u>。<u>会長</u>に欠員または事故あるときは取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役<u>これに当る</u>。</p>	<p>第 22 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>これを招集する。<u>社長</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る</u>。</p>

以上